

県有施設における感染防止方針

1 県有施設の感染拡大防止対策等

(1) 再開に向けた考え方

- ・ 県有施設については、施設ごとに徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- ・ 県外からの来館者等が多く訪れる施設など、多人数の入館が見込まれる場合については、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
- ・ 感染が生じた施設については、速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

(2) 感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

<来館者>

- ①必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと
- ②手指の消毒設備の設置を行うこと
- ③マスクの着用等の要請を行うこと
- ④「三つの密」を徹底的に避けること
- ⑤室内の換気や人と人との距離を適切にとること
- ⑥その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

<職員>

- ①検温等による体調管理を励行すること
- ②マスク着用を励行すること
- ③勤務シフト活用による時差出勤を実施すること
- ④休憩・食事時間を分散すること
- ⑤在宅勤務を積極的活用すること
- ⑥その他、基本的な感染防止対策の徹底等を行うこと

(3) 施設類型等に応じた対策

- ・ 別紙1「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」、別紙2「施設類型ごとの取組例」、業種ごとに策定された「業種別ガイドライン」を参考とすること。

(4) 再開に当たっての留意事項

- ・ 県有施設が所在する市町や、指定管理者制度を導入する施設においては指定管理者等との協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。
- ・ 本方針を基に、施設の特異性を踏まえた、施設ごとの感染防止方針を定めること
- ・ 各施設における感染防止方針については、県ホームページで公表することなどにより県民に明らかにし、その安心を確保すること。
- ・ 各施設における感染防止対策については、必要に応じて医師等に意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。